

県北広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年2月28日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字高家第11地割字西里37番1地先から大字軽米第16地割字尾田123番1地先まで	新	m 40.2～16.5	m 354.1
	旧	32.2～14.6	354.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成26年2月28日から同年3月28日まで